

高齢者見守り支援事業 ご案内

家でも



外でも



見守りをサポート

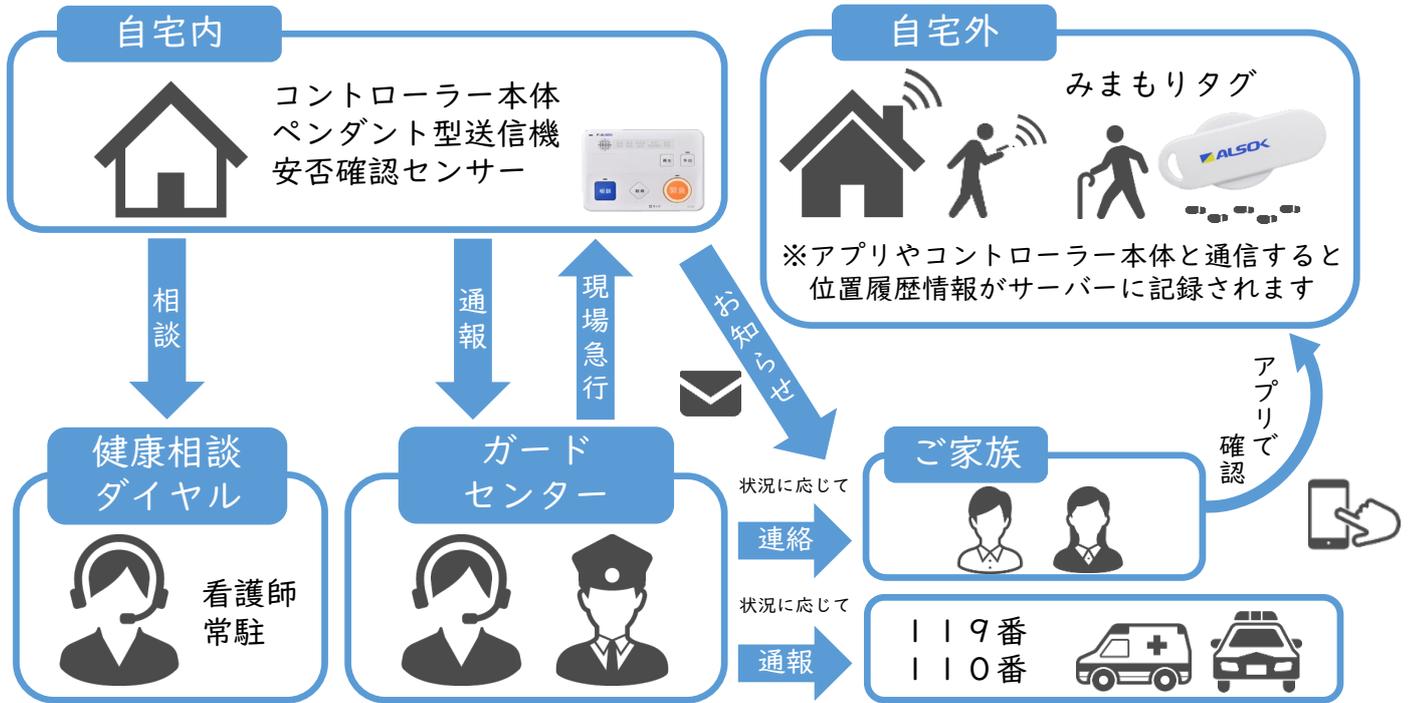
対象者（下記いずれか）

- 65歳以上の高齢者の方
- 身体障害者手帳1・2級の方

「もしも」のときは、自宅にガードマンが駆けつけます

市川市役所
福祉部 介護福祉課 管理グループ
電話番号 047 (712) 8540

1 サービス内容



2 貸与機器 (見守り通報装置)

<p>コントローラー本体</p> 	<p>「緊急ボタン」を押すとガードセンターへ通報され、ガードマンが駆けつけます。</p> <p>「相談ボタン」を押すと健康相談ダイヤルへ繋がり、日常的に健康相談が受けられます。</p> <p>熱中症指数が高くなると、音声やメールにより注意を促します。</p>
<p>ペンダント型送信機</p> 	<p>「ボタン」を押すとガードセンターへ通報され、ガードマンが駆けつけます。通話はできません。(家の中限定)</p>
<p>安否確認センサー</p> 	<p>24時間反応がなければ自動で受信センターへ通報され、ガードマンが駆けつけます。</p> <p>※原則、開閉センサーをドア等に設置します。開閉センサーの利用が難しい方は空間センサーを設置することも可能です。</p>
<p>みまもりタグ</p> 	<p>利用者が身に付けることで、外出・帰宅等の通知をご家族にメールでお知らせすることができます。</p> <p>また、専用のアプリが入った携帯端末、各利用者宅に設置されたコントローラー本体とすれ違い、通信を行うことで位置履歴情報がサーバーに記録され、ご家族はアプリで確認することができます。</p>

3 利用料金 ※口座引落としにて警備会社にお支払いいただきます。

区 分	月額料金（税込）
対象者の方のみで生活している市民税非課税世帯の方	1,026円
対象者の方のみで生活している市民税課税世帯の方	2,052円
対象者の方以外と生活している方	2,772円

※利用開始月の翌月から終了する（機器撤去完了）月までの月額料金がかかります。日割り計算は行いません。

※固定電話回線がない方は、月額1,100円（税込）で警備会社が用意した回線を利用し、サービスを利用することができます。

※上記利用料金以外にかかる電気料金・通信料金などは自己負担となります。

※貸与機器を破損、又は紛失した場合の費用は自己負担となります。

※転居等に伴う移設や自己都合により生じる費用は自己負担となります。

※3ヵ月滞納があった場合、サービスがご利用いただけなくなります。

4 鍵の預かりについて



玄関の合鍵を1組ご用意ください。

緊急時迅速に対応するため、設置工事（訪問2回目）の際に、警備会社が鍵の預かりを行います。

鍵は利用者立会いのもと、専用の収納袋に入れ厳封され、警備会社内において、防犯カメラの設置及び常時施錠された専用の部屋に保管されます。部屋への入出記録、鍵の使用記録が行われ、厳重に管理されます。

※緊急通報時、警備会社よりも救急隊のほうが先に現地に到着した場合など緊急性の高い場合は窓等を物理破壊して入室する可能性があります。

5 注意事項



- ・現在「あんしん電話」やその他電話回線を利用した緊急通報装置を使用している方はご利用できません。取り外し後、設置が可能となりますのでご相談ください。
- ・基本的にご利用できる回線は、アナログ回線、又は市外局番ではじまるIP電話でモジュラージャックがあるものとなります。
- ・電波状況等により設置することができない、又は機能の一部が制限される可能性があります。
- ・みまもりタグについては、ご自身で電池交換が必要になります。電池が切れた際は、コントローラー本体に表示されますので、CR2450（パナソニック製）のコイン型リチウム電池を入替えてください。
- ・コンセントが抜けた状態、電話回線停止時、電波状況の不具合等で機械、又は回線に異常を感知すると、警備会社から状況確認の連絡が入ります。
- ・災害などによる停電時等、見守り通報装置を使用できないことがあります。

6 利用開始までの流れ

申請書類のご提出

申請書類を下記窓口、又は郵送にてご提出ください。

窓口：介護福祉課・行徳支所介護福祉相談窓口・高齢者サポートセンター



事前確認の日程調整

警備会社より設置の連絡先へ訪問の日程調整のための電話連絡をします。



事前確認（訪問1回目）

警備会社のご自宅に伺い、事前説明及び設置可否の確認を行います。

※電波状況等により設置することができない、又は機能の一部が制限される可能性があります。

※口座引落としの手続きをするため下記①②のいずれかをご用意ください。

①キャッシュカード ②口座情報がわかるもの（通帳等）・銀行印



利用可否決定通知書の送付

市より「利用可否決定通知書」を送付します。



設置工事・鍵の預かり（訪問2回目）

機器の設置、試験通報及び鍵の預かりを行います。

※玄関の合鍵を1組をご用意ください。



利用開始

※申請から利用開始まで約1ヵ月半程度かかります。

7 申請書類 ※申請書類はホームページ又は申請窓口にございます。

- 利用申請書
- 誓約書
- 事業調査票
- 同意書（借家、又は賃貸の方）※住宅所有者の同意が必要です

8 必要なもの

- キャッシュカード又は通帳・銀行印 ※口座引落としに必要となります
- 玄関の合鍵1組 ※警備会社が鍵の預かりを行います